

I 平成 13 年社会生活基本調査の概要

1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間等における主な活動（「インターネット」、「学習・研究」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」、「ボランティア活動」、「旅行・行楽」）について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするものである。

この調査は、昭和 51 年の第 1 回調査以来 5 年ごとに実施され、今回の調査は 6 回目に当たる。

2 調査の法的根拠等

この調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査（第 114 号）で、「社会生活基本調査規則」（昭和 56 年総理府令第 38 号）に基づいて実施した。

3 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成 7 年国勢調査調査区のうち、総務大臣の指定する約 6,400 調査区において調査を行った。本県においては、120 調査区において調査を行った。

(2) 調査の対象

指定調査区の中から選定した約 7 万 7 千世帯に居住する世帯員約 21 万人を対象とした。本県においては約 1,400 世帯、約 4,300 人を対象とした。

ただし、次の者は調査の対象から除いた。

- (a) 外国の外交団、領事団及び軍隊の構成員（家族、随員及び随員の家族を含む。）
- (b) 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- (c) 刑務所・拘置所に収容されている者のうち刑の確定している者及び少年院・婦人補導院の在院者
- (d) 社会福祉施設の入所者
- (e) 病院、診療所等の入院患者
- (f) 水上に住居を有する者

4 調査日

調査は、平成 13 年 10 月 20 日現在で行った。

ただし、生活時間については、10 月 13 日から 10 月 21 日までの 9 日間のうち、調査区ごとに指定した連続する 2 日間について調査した。

5 調査の事項

次の事項について調査した。

(1) すべての世帯員に関する事項

- ・出生の年月又は年齢
- ・世帯主との続柄
- ・在学，卒業等教育又は保育の状況

(2) 10歳以上の世帯員に関する事項

- ・氏名及び男女の別
- ・配偶者の有無
- ・教育
- ・ふだんの介護の状況
- ・携帯電話やパソコンなどの使用の状況
- ・インターネットの利用の状況
- ・学習・研究活動の状況
- ・スポーツ活動及び趣味・娯楽活動の状況
- ・ボランティア活動の状況
- ・旅行・行楽の状況
- ・1日の生活時間配分の状況及び天候

(3) 15歳以上の世帯員に関する事項

- ・ふだんの就業状態
- ・従業上の地位及び雇用形態
- ・仕事の種類
- ・勤め先・業主などの企業全体の従業者数
- ・ふだんの1週間の就業時間
- ・ふだんの片道の通勤時間
- ・週休制度

(4) 60歳以上の世帯員に関する事項

- ・子どもの住んでいる場所

(5) 世帯に関する事項

- ・住居の種類
- ・居住室数
- ・自家用車の有無
- ・世帯の年間収入
- ・介護支援の利用の状況

- ・不在者の有無

6 調査の方法

(1) 調査の系統

この調査は、次の系統により実施した。

総務大臣(総務省統計局長)－都道府県知事－指導員－調査員－調査世帯

＊ 指導員は都道府県の職員

(2) 調査の実施

調査は次の手順により実施した。

(a) 世帯名簿の作成

調査員が、調査に先立ち、担当調査区内の全世帯の世帯名簿を作成した。

(b) 調査世帯の選定

都道府県が、世帯名簿から一定の方法に従って調査世帯を選定した。

(c) 調査票の配布及び収集

調査員が調査日前に調査対象世帯に調査票を配布の上、記入を依頼し、調査日以後、記入された調査票を収集した。